

平成 20 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 フルキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 漆 崎 博 之
(コード番号 4848 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取締役 CFO 常 葉 浩 之
電 話 番 号 03-4530-4830

継続企業の前提に関する事項の注記についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の平成 20 年 9 月期決算短信および有価証券報告書における継続企業の前提に関する事項について、下記のとおり注記することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 平成 20 年 9 月期連結財務諸表

㈱フルキャストは、東京労働局より平成 19 年 8 月 3 日付で受けた労働者派遣事業停止命令に違反した等として、平成 20 年 10 月 3 日付で、労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令を受けました。その結果、当社グループにおきましては、㈱フルキャストの事業停止の影響及びブランド・イメージの悪化により、平成 21 年 9 月期において、売上高の減少、営業利益の減益を見込んでおり、これにより、㈱フルキャストでは、貸借対照表日において、従来までの契約条件による借入金の借り換えが難しい状況となったため、平成 20 年 10 月 1 日付で持株会社化した㈱フルキャストホールディングスにおいて、主要金融機関と今後の借入金の契約条件の見直しについて協議しております。

このような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当該状況を解消すべく、㈱フルキャストでは、支店の統廃合を軸とした経営合理化策による管理費の削減を推進しており、経営の早期安定化を図るとともに、グループ全社を挙げて、コンプライアンス体制の整備と再発防止に努めてまいります。また、㈱フルキャストホールディングスでは、連結子会社であるアジアパシフィックシステム総研㈱株式の売却やその他の保有資産の売却等により必要資金の確保に努めるとともに、子会社からのロイヤリティ、受取配当金及び借入金等によりグループの余剰資金の集中管理を行ってまいります。

当社グループでは、上記施策により、グループ全社における経営環境が正常化するとともに、行政処分により毀損した信用が早期に回復し、継続企業の前提に関する重要な疑義についても解消されるものと考えております。

このため、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

2. 平成 20 年 9 月期個別財務諸表

(株)フルキャストは、東京労働局より平成 19 年 8 月 3 日付で受けた労働者派遣事業停止命令に違反した等として、平成 20 年 10 月 3 日付で、労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令を受けました。その結果、当社グループにおきましては、(株)フルキャストの事業停止の影響及びブランド・イメージの悪化により、平成 21 年 9 月期において、売上高の減少、営業利益の減益を見込んでおり、これにより、(株)フルキャストでは、貸借対照表日において、従来までの契約条件による借入金の借り換えが難しい状況となったため、平成 20 年 10 月 1 日付で持株会社化した(株)フルキャストホールディングスにおいて、主要金融機関と今後の借入金の契約条件の見直しについて協議しております。

このような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当該状況を解消すべく、(株)フルキャストでは、支店の統廃合を軸とした経営合理化策による管理費の削減を推進しており、経営の早期安定化を図るとともに、グループ全社を挙げて、コンプライアンス体制の整備と再発防止に努めてまいります。また、(株)フルキャストホールディングスでは、連結子会社であるアジアパシフィックシステム総研(株)株式の売却やその他の保有資産の売却等により必要資金の確保に努めるとともに、子会社からのロイヤリティ、受取配当金及び借入金等によりグループの余剰資金の集中管理を行ってまいります。

当社グループでは、上記施策により、グループ全社における経営環境が正常化するとともに、行政処分により毀損した信用が早期に回復し、継続企業の前提に関する重要な疑義についても解消されるものと考えております。

このため、個別財務諸表は継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な疑義の影響を個別財務諸表に反映しておりません。

以 上